

報告事項 2 横浜市生産緑地地区指定要領等の改正について

生産緑地地区は、都市計画の告示日から30年が経過し、特定生産緑地に指定しない場合、いつでも買取り申出が可能となることから都市計画上不安定な状態に置かれることとなります。これらの中で、適切に管理されており、地権者の意向により再び生産緑地地区に指定することが望ましいと判断された場合について、生産緑地地区を一度廃止し再度生産緑地地区に指定する手続きができるようにします。

また、生産緑地地区の標識の設置について、当該地区内に標識を設置する方法から、横浜市行政地図情報提供システム上での明示に移行します。

以上の内容について、横浜市生産緑地地区指定要領等の改正をいたしますのでご報告します。